

第一回國會 衆議院 運輸及び交通委員會會議錄第十九号

昭和二十二年九月二十五日(木曜日)

午前十時五十一分開議

出席委員

委員長 正木 清君

理事佐伯 宗義君 理事前田 郁君

井谷 正吉君 佐々木三三君

重井 鹿治君 館 俊三君

成重 光實君 橋 直治君

矢野 政男君 山崎 岩男君

小笠原八十美君 岡村利右衛門君

田村 虎一君 高橋 英吉君

木下 榮君 前田 正男君

出席國務大臣

運輸大臣 吉米地義三君

出席政府委員

運輸政務次官 田中源三郎君

運輸事務官 郷野 基秀君

委員外の出席者

運輸事務官 志録 一之君

専門調査員 岩村 勝君

九月二十三日

羽後鐵道災害復舊費國庫補助の請願

(根本龍太郎君紹介)(第六六六號)

久慈、白川間及び久慈、玉ノ脇間國

營バス運輸開始の請願(山本猛夫君

紹介)(第六六七號)

滯留正炭の輸送増強に關する請願(庄

司一郎君紹介)(第六七二號)

角館、阿仁合兩驛間鐵道連成の請

願(根本龍太郎君紹介)(第六七三號)

沿岸荷役業者に貨物自動車營業認可

の請願(八並達雄君紹介)(第七一五

號)

新制中學校生徒の通學鐵道運賃減額

に關する請願(西山富佐太君紹介)
(第七一九號)
の審査を本委員會に付託された。

本日の會議に付した事件

道路運送法案(内閣提出)(第四七號)

○佐伯委員長代理 本日は委員長の都

合がありまして、指名によりまして私

が委員長を代理させていただきます。

では、これより會議を開きます。

これより道路運送法案を議題として

質疑にはいります。なお念のため申し

上げますが、きょうは總括的に質疑し

たいと思います。質疑はこれを許しま

す。重井鹿治君。

○重井委員 この法案はまことに時宜

に適した法案だと思います。ただ一、二

點質問してみたいと思います。第八條に

道路運送委員會というものが設けられ

るということになっております。この

道路運送委員會というものが重大なる

役割を果すことになるように思われま

す。そこでこの道路運送委員會の構成

に對して、當局でもつておられること

の構想について承りたいと思いま

す。なおこの道路運送委員會が今後や

ろうとするような事項を、今日までは

どういうような組織機構によつてやつ

てきているかということもお聴きした

と思います。

○郷野政府委員 從來も自動車關係

の監理行政につきましては、自動車交

通事業法によりまして、運輸大臣がこ

れを擔當してまいつたのでございま

す。道路運送委員會に今回諮問しな

ればならないように規定せられており

ます。その事項につきましても、原則

といたしまして、運輸大臣並びにこの

行政を擔當いたします行政官廳にお

きましては、これを自由裁量によりまし

て、實施してまいつたのでございま

す。しかしながら、もちろん運輸大臣

が自由裁量でこの行政處分を行うと申

しましたも、たとえば一路線一營業の

從來とつておりました方針のごとき

は、帝國議會におきましてそういう方

針によつて行政を行うべき旨の御要求

もございまして、そういう點は十分

に考慮せられておつたのでございま

す。なおまたこの第五十號にございま

す國營自動車の運送につきまして、重

要なる路線の選定にあたりましては、

鐵道會議の諮問を経べきことに相な

つておりまして、鐵道會議の諮問を経

まして、その答申に基きまして處理を

せられておつたような次第でございま

す。ところが今般行政の民主化という

點からいたしまして、ここに掲げてあ

りますような事項は、いすれも重要な

行政處分でございまして、特にこ

れらの處分につきまして重要なものを

きめます場合には、この委員會の意見

を徴してなければならぬという規定

が設けられることにこの法案にお

てはなつております。従いましてこの

委員會は、その構成につきましても、

それにふさわしい構成を考へてまいら

なければならぬと存じまして、ただ

いま私どもの手もとにおいて研究して

おります案につきまして、御參考まで

に申し上げてみたいと存じます。委員

會はこの法律の規定によりまして、中

央道路運送委員會と地方の道路運送委

員會とがございまして、地方

の道路運送委員會は、鐵道局の所管區

域別に鐵道局の數だけございまして考

えております。そしてその委員は各地

の都府縣知事の推薦による委員をもつ

てこれに充てることにいたしました。

ただ北海道は一つの道に相なつており

ますので、これを大體現在の支廳を基

本にいたしまして、經濟圏などをよく

調査いたしました。大體七つくらいの

區域にわけまして、道知事から委員を

推薦していただいてこれを構成する。

こういふふうに考へてまいつたらどう

かと存じております。なお委員長はそ

の委員の互選によるものといたしまし

て、この委員長が中央の道路運送委員

會の委員になるというふうな構想を考

えております。そして委員の一度に迭

りますようなことのないために、第

一回に就任せられます委員につきま

しては、大體その半数につきまして任

期を五年と限定いたしますと、その半

數は五年以下三年というような任期を

考へまして、全委員が一時に交替する

ようなことのないような用意も考へて

まいりたいと存じております。そして

この委員會には、ここに掲げてござい

ます事項につきまして諮問がござい

まして、意見を徴せられることになる

のでございまして、大體重要な事項

と認められますものにつきましては、

廣く委員會に諮問をせられる方針がい

いのではないかと考へております。そ

して道路運送委員會になられます方の資

格といたしましては、特に刑餘の人で

ありますとか、破産者でありますとか

か、特殊の資格條件のない方にお願

することにはいたしません。なお民間

の意見を主として聴くという建前か

ら申しまして、官吏あるいは吏員は委

員に推薦いただかないような規定を設

けるのがいいのではないかと考へてお

ります。その他の選任につきましては

は、都道府縣の知事に全部お任せする

という考へ方でまいりましたならば、

よからうと考へております。なお道路

運送委員會におきましては、委員會と

しまして決定をせられるにあたりまし

て、その關係人あるいは參考人に對し

まして出頭を求め、その意見または報

告を徴するということになつておりま

するが、必要に應じまして公聴會も開

いていただく。また委員會として獨自

の立場から調査もし、報告も徴して意

見を決定する資料を調製していただく

というふうなことにございまして、根

據の規定を設けております。

なお道路運送委員會の委員の方に

つきましては、旅費その他委員會に出

席せられましてこの職務を執行せられ

する上において必要な旅費を支給する

というふうな規定も、政令で定めなけ

ればならないものと考へております。

なお先ほど都道府縣知事の推薦により

まして委員を任命するということをし

り上げましたが、この法律に書いてあ

りまする通り、特に重要な職務を帯びました委員でございますので、任命の手續といたしましては、知事の推薦によりまして、運輸大臣の申出により内閣總理大臣がこれを命ずる建前をとつております。

○重井委員、ただいまのその意義はわかつたのでありますが、地方に置かれる委員は各鐵道局単位に置かれるのであります。各縣に置かれるのか、なほその員数はどのくらいであるかというところをお聴きしたいのであります。

○郷野政府委員、地方の道路運送委員會は鐵道局の所管區域別に一つ／＼置く考へてございます。従いまして各都道府縣知事の推薦せられました委員は、北海道を除きまして都府縣につきまして一人ずつでございます。この一人ずつの推薦を得ました委員が鐵道局別に一つの委員會を構成していただく、かように考へております。

○重井委員、各地方におきまして現在トラックの事業並びに旅客事業は、大體一縣一會社となつて獨占的な企業になつておると思ひますが、この法律によりまして、自由に、その資格があれば事業の免許が許されるということになつたことはたいへん結構だと思ひます。しかしながら十二條にあります自動車運送事業の免許に關して妥當な基準を定める、これはもちろん運送委員會で定めることでありましようけれども、往々にいたしまして今日までは關係業者、あるいは關係團體というものが常にその推進勢力となりまして、ややもすれば獨占的な事業を守らうとする傾向があつたのであります。そこで私はその妥當な基準という、この基準

に對する現在本省の考へておられることを一應聴きたいと思ひます。

○郷野政府委員、免許の基準につきましては、この法律が實施せられることになりまうと、道路運送委員會に諮問をいたしまして、その意見を徴して運輸大臣がこれをきめる、これによりまして大體今の考へでは告示をするといふふうに考へております。従いましてこの告示せられました條件を満たしております場合には、特にこの法律第十二條に掲げております資格條件のある場合、あるいは事業を經營しようとする者が、資力信用が不十分であるために事業の確實な經營が著しく困難であると認められまうとき、またはこの事業の經營によりまして、公共の福祉に反する結果を生ずるやうな競争がひき起されるおそれのあるとき、こういう場合を除きまして、原則といたしまして運輸大臣は免許をしなければならぬことになるのであります。従いましてこの基準を定めますにつきましても、はなはだ重要な問題でございまして、道路運送委員會におきまして、各種の事情を考慮に入れまして、慎重な検討の上基準についての意見を述べてもらいたいと思ひておる次第でございます。大體免許基準につきましても、資本でありまうとか、車輛、従業員數等が考慮せられることになると思ひますが、これは運輸數量に關連性をもつておりますので、各地區の交通事情に應じまして數種の段階が用意せられるものと思ひております。それからまた、經濟情勢の變化などに應じまして、必要がありまうれば修正せらるべきことも當然かと考へております。ただいまこの免許の基準に

つきましては、終戦後特に經濟情勢も渾沌としておりますし、資材の關係から申しましても、車輛、燃料、タイヤ、各種の事情が非常に逼迫いたしてありますので、新しい免許につきましても、たゞいままで、むしろ差控えるやうな方向で處置をしてまいりました。従いましてただいまのところ、はつきりいたしました免許基準というやうなもの、行政方針としてもこの委員會の決定を待つてきめたいと存じまして、現在明らかになっておるやうなものはございせん。しかしながら、先ほど申し上げましたように、現在におきましては、新しい免許はむしろ消極的な態度で進んでまいつております。この法律の實施とともに、この面につきまして道路運送委員會の意見を聴き、免許基準も定めまして、また免許基準に一應合いました場合の實際の運用につきましても、個々の免許にあたり、道路運送委員會の諮問を経ましてこれを進めていくという方向で、この法律の實施に伴ひまして修正をしまひたいと思ひておる次第でございます。

なほ、先ほどお話がございましたが、現在トラック、バス事業につきましても、統合をいたしまして、各地に統合の企業體ができております。が、一縣一會社となつておりますものは全體から見ますと、數は少いのでございまして、これらの現在の經營のやり方につきましては、資材、資金その他の方にございまして十分に思ひように参加しない時代でございまして、公益事業本來的使命達成のために、できるだけの努力をいたしますよう、私ども官廳側におきましても、そういう意味

合ひにおきまして協力指導をいたしておるやうな次第でございまして。

○重井委員、今後道路運送委員會がやうとしておることを、これまで鐵道會議で大體やつてきておつたやうに何つたのでございまして、なほこの鐵道會議は、私鐵その他國鐵に對しまして、ほとんどその運賃の實權があるといつてよい強力な組織であると思ひます。この鐵道會議を今後いかにするかというところは運輸行政に對してかなり影響があると思ひますので、鐵道會議に對する本省の御意見を伺いたしたいと思います。

○田中(源)政府委員、過般來黨委員會におきまして、私より、あるいは鐵道總局長官からもしば／＼申し上げております通り、現行法規の存置する限りにおきましては、鐵道會議なるこの諮問機關を廢するわけにはいかない。これは國會におきまして法規の改廢に基いて行わなければならないから、今後における鐵道會議のあり方及び運用は、一にかかつて國會におけるところの議決に基くものと私どもは考へておるのであります。ただ現行におきましては、この法律の改廢せられざる限り、やはり一定の諮問機關として何等かの方法によつて存置することは必要であらうかと心得ております。しかし自動車の問題に關しましては、本法が國會において御承認を得ますならば、本法に基きましてこれの運賃を行つてまいるのでありまして、鐵道會議とはおのずから別個の問題でございまして、その點は御了承をお願いいたしたいと思ひます。

○郷野政府委員、先ほど私が御説明申し上げましたときに、從來國營自動車

の路線の選定にあつたしまして、鐵道會議に諮問せられておつたことを申し上げたのでございまして、鐵道會議には、自動車關係といたしましては、省營自動車、しかも重要な路線の設定に必要な諮問事項として規定せられておつただけでございまして。

○佐伯委員長代理、井谷正吉君

○井谷委員、私は總括的な御質問を申し上げまして、あとは逐條審議のときに聴いてみたいと思ひますが、前に御配付くださいました道路運送法要綱案という中の二の六に「企業獨占の排除並びに不當な競争及び協定その他公共の利益に反する行為の禁止」ということがあります。この企業獨占を排除する上について、どの程度の餘裕性を認められるのであるか。海運の任意組合のやうな方法にお認めができるのであります。か、あるいは一縣にいくつというおよその基準を考へられておるのであるかというところを承りたいのであります。それから第五の「國營自動車の開設に伴う民營自動車運送事業の廢止または減益の補償、國における沿線自動車運送事業の廢止及び減益に對しては、從來の廢止補償及び減益補償の制度を採用すること」とございまして、戦時中から線路權はもつていても、現在自動車を行進してない、ほとんど廢線の状態にありますが、これが近く省營でやられはしないかということ、最近これを復活するといふやうな廣告を出しておる向きもありまうし、またそれがほんとうにやるのであるかどうかというところについては、大分疑義がございまして、またその會社に關係のある人が議員候補者になるという場合に、選

の路線の選定にあつたしまして、鐵道會議に諮問せられておつたことを申し上げたのでございまして、鐵道會議には、自動車關係といたしましては、省營自動車、しかも重要な路線の設定に必要な諮問事項として規定せられておつただけでございまして。

それから道路運送法第四條の終りに「下級の行政廳に委任する」とありますが、下級の行政廳というのはどういふところを指すのであるかということと、最近でございました地方の自動車事務所とこの下級の行政廳との關係はどういふことであるかということも知りた

いと思ひます。

○郷野政府委員　企業獨占の排除並びに不當な競争その他公共の利益に反する行為の禁止の問題でございますが、この規定を道路運送法に取入れまして、こういふふうな企業獨占の弊害が起るような場合については、公共の利益を維持いたしますために、この法律によつても行為の禁止その他必要な行政の處置がとつてまいれるようにしたいと考えております。現在のトラ

の困難な状況下においてその使命を遂行いたしておるのでございます。従いまして現在業者の分布の状態につきましても、この産業經濟の状況下においては、一應大體適正なものであると考えております。なお場合によりまして業者の中に、あるいは公益上ふさわしからぬような經營の面があるとする

共の福祉を害するような場合におきましては、主務大臣はその行爲の取止め等を命じ得ますし、またこの命令に違反したときは、免許を取り消し得るといふことにもなっておりますし、罰則も適用せられることになつておりますので、この面において業者が公共事業としてその社會的使命を遂行していく上においての監督は、十分にできるものと考えております。

半分くらいが營業を休止しておるような状態でございますが、これは先ほど來申し上げましたように、わが國の經濟力が自動車、車輛、燃料その他の資材というような面につきまして十分にまわりませんので、特にバス事業につきましては、戰爭中から新車の補充がほとんどできなかつたというような事情

ております。従ひまして私どもといいたしましては、今後車輦、資材その他の配分につきましては、できるだけ重要なパス路線の營業の復活もできますように鋭意努力をしまひたいと考えておりますが、また全般的な観望におきまして、當分經營のできないような路線につきましては、これを國の全體の見地から考えまして、交通整備の見地からいかに取扱うべきかという問

の検査、整備及び登録に關しましては、第一次の下級廳といたしまして鐵道局長がこれに當るといふ考えでございます。しかも實際の補助機關といたしましては、運輸省官制第十七條によりまして設置せられております鐵道局の事務を分掌いたします自動車事務所長が、これに當ることになるものと

ることに相なりますが、これと道路の關係がございますので、都道府縣知事が下級廳としてこれに當るといふふうに考えております。それから道路の問題につきましては、はなはだ重要な問題でございますので、政務次官に御答辯を願います。

○田中(源)政府委員　お答え申し上げます。路面使用と道路法との關係であります。御質疑の御趣旨のように進

し現在の行政機構としては路面と道路に關しては、當該大臣と内務大臣との間におきまして、相協議をして行つていくということになっておりまして、眞實の道路行政の面につきましては、當該大臣の權限というものでは現行法規から見てこれをなすことができないことになっておりますので、やむなく

なるべきはすのちと思ひますので、そのときに關連いたします各省の上に、一定の道路行政とマシテしたものゝを決定いたしまして、さらに國會にお諮りいたす順序になつていくだらうと思ひます、當面はまだそこに行政機構の改廢が行われませんので、現行のままの法規の上に立つて内務大臣との協議の上に進めていく、こういうような情勢でありますから、御了承願ひたい

[889]

た中で、お答え願つてまたちよつと不足な點がありますが、今の第五の補償問題、私のお伺ひしたのは、たとえば現在十分に動いている路線に對して、省營を行ふ場合の補償がかりに百とすれば、現在やつていない、そうしてやる見込みもない、こういう所に行われる場合にもやはり百を出しになるか、ならぬか、そこに差別的な等級があるかということをお伺ひしたい。

それからもう一つは企業獨占の排除のことです。ここで企業獨占の排除をすれば、自然一本建でなくして數本のものが認められるということになります。それが一地方縣においてどの程度のものか認められるか、三本でも四本でも認めるか、任意的のものができているのかというようにもお尋ねしたい。

○郷野政府委員 從來補償につきましても法令の實際の運用にあたりましては、現在ほとんど運行をしていない、あるいは運行を休んでいるというような路線につきましては、大體におきましてその實情に應じて、普通に運賃をいたしてあります。路線の半額以内におきまして、この補償の金額を査定いたしております。今後につきましても大體たいだいまのところそういう考え方でありたいと存じておりますが、さらに研究をいたします。

それから新規免許の問題でございます。これは先ほど申し上げました免許の基準の問題及びその運用の問題に關連してまいるのでございますが、交通企業の公益性を強調いたしまして、これを重視してまいらる上から申しますと、みだりにあまり不當な競争を惹起し、その路線の運営につきまして、事業

經營者が共倒れになるというやうなことは十分に注意してまいらなければならぬ點だと考へております。従いまして實際の今後の免許の基準並びに免許の行政處分の實施につきましては、道路運送委員會の意見によりましてきまつてまいる問題であると思ひます。が、私どもの考へていたしましては、從來の經驗から申しまして、また今後事業の健全な發達をはかり、同時にこれを利用いたします國民大衆の福祉を考へてまいりますとき、おのずから新しい事業の免許につきましては數の制限はできてもよくものと考へております。

なおトラツク事業にいたしましては、バス事業にいたしまして、免許の基準が考へられます場合に、適正な基準のできまうことを希望してやまないのでございまして、免許事業であり、公益を増進してまいらなければならぬという立場から考へまして、あまりに基準の程度が低いもの、すなわちあまりに小規模の經營であるというところは、性質上避けなければならぬ點であらうかと考へております。この一路線一營業の主義につきまして、これは行政方針をいたしまして從來とつてまいつた方針でございます。その當時帝國議會におきまして委員會の御要求もございまして、こういうものを參酌いたしまして從來とつてまいりました方針でございますが、道路運送法の實施に伴ひまして、この行政方針につきましても、道路運送委員會の答申に基きまして適當に修正は加えられ

るものと存じますけれども、實際の現實の交通事業なども十分に參酌いたしまして、個々の路線につきましてあまりに多數の業者が營業を開始するといふやうなことのないやうに、最も適正な經營ができ、しかもなおある程度競争によります事業經營の改善、刺激という面も取入れられまして、その路線の實情に應じて企業體の配分ができるやうに考へていかれるものと存じておる次第でございます。

○田中(逓)政府委員 ちよつとこの際申し上げますが、先ほどの井谷さんの御質疑の要點は、いわゆる獨占企業といふものに對して今後どういふやうな取扱いをするか。こういうやうなことが質疑の主眼點になつておると思ひます。その企業體そのものが獨占企業であつて、いわゆる獨占企業のアナチ・トラスト・ローに抵觸するかどうか。そういう一點と、また私企業が公益性を失つておるか、ないか、こゝに二つの見方があると思ひます。現在のこの自動車事業をやつております企業體が、はたして現行の、稱えられておるところの獨占企業法に抵觸するかどうか、また集中排除法案の見地から考へてみてそれが適合するかどうか、こゝに二つの見方がこゝに行われておると思ひます。

それからもう一つは、今申し上げたやうに、私企業としてであるが、それが公益性を失つておる、私企業自體の營利のみに汲々として經營をいたしておつて、本來の交通使命を失つておる。こゝに二つの見方があるか、この二つの見方をいかなければならぬ。從來の自動車事業法といふもので統合をいたさじめて、企業體の健全なる發達をはかるとともに、それがいわゆる公的性質を帯びた企業とし

ての使命を達成せしめるやうに、政府が過去において指導してきた。ところが戰爭中において、戰爭のためにすべての面を制約されて、續々とその企業體といふものの機能が失われてきた。そうして現實においてそれが今日一縣において統合されたものが一つの獨占的な企業體のやうな形態に見える。それが一部の方の營業はやつておる。また一部の方の營業はこれがため

に休止しておる。こゝに二つの戰爭から來た影響による面をそのものを、こゝに正しく一應見なければならぬと思ひます。それらの私企業に對して援助していつて、できるだけのことができるかどうかといふことを、こゝに考へてみなければならぬと思ひます。そういう二つの廣い觀點の各方面から見ても、はたしてその企業體が私企業として公的の性格を失ひ、私利のみに走つておるといふ點があります。あるいはまたそれがはたして獨占的な企業運營を行つておつて、公的性質を失つておると認めたる場合には、それの機關に諮問し、それの處置をとつていくことが當然であると思ひます。

が、いたすに過去のやうな二つの面のみを見まして、その企業體が、實際自分がかつてくてもやう得ないという立場におかれてきたといふことも、正しく國家は見てやらなければならぬ。いたすに民營を壓迫する必要もない。できるだけこれを育てていくべきところはある。またその企業體そのものは、いわゆる獨占的な行爲であつて、私企業の營利のみをやつておらぬといふならば、できるだけ援助すべきであるのが當然であらう。しかしながら逆の結果を現わし、獨占的であり、私企業として公的なる性格を帯びないといふときには、これは當然警告を與えて、それの機關にはかつて整理すべき問題であらうと思ひます。ただいまはこゝに二つの見方で、はたしてこれが私企業として取引委員會にかけるべき性質のものかどうかといふ面も考へていく必要があるのではなからうかと思ひます。ただその會社全體の私企業としての動き方を見て、またその形態が獨占的な形である場合には、これはある程度是正する必要がある。それは一縣においても一つの會社である場合もありましようし、一縣内において多數の合同體による私企業が、六つにも七つにもわかれておるということについては、局部的に獨占的な傾向を現わすかもしれませんが、縣自體から見ても、いわゆる獨占的傾向を現わしていないやうな場合には、それは是正する方法があると思ひます。これはこの法案通過と相ましまして、十分に検討して御趣旨の點に關りやうにもつていくとともに、業者自體も健全なる營業方針をとつて、公共性を確實に行わしめるやうにわれわれが導いていくことが、かえつていいのではなからうか。そうしてそれのみによつては、本

できないといふ場合には、國家の實力をもつてこれを補ひ、國家の資源を開發していくといふことが、かえつていいのではあるまいかといふやうな考え方をもちつておるわけでありませう。○井谷委員 やはりこれに關連してであります。東京灣沿岸の運送業者、つまり船から物をおろしまして運ぶもの、これが戰時中マル通に統制されてしまつた。最近この問題が起きておる

のでありますが、あれは特殊な仕事でありまして、夜中でも荷物をおろさなければいけない。そういう場合に自動車頼みますと、朝出てくる。途中でそれがえんこして来ない。結局仕事を始めるのは十時か十一時、場合によれば晝飯を食つてからやらなければならぬという現状で、能率の上にも大變な支障があるように聞いております。

この人たちがまた元通り一つの組合をつくつて、再發足をしたいという希望があるものであります。こういう従来の例があり、また相當な力をもつておるし、殊に將來これはいよいよ大きな役割を果していかなければならぬ人たちであると思つておりますが、これらについても一つ御考慮を願ひたいと思つております。

○郷野政府委員 この問題につきましては、現實に關係業者の方からも御要望がありまして、私も、ただいまこれにつきまして調査もいたしまして、對策を立てたいと思つております。これらの業者につきましては、戰爭中たゞいま日通というお話がありましたが、これはトラツクの運送事業の會社でございます。そちらの方にもつておりますが、統合せられたというような事情もございまして、現在實際に仕事をやつていきます上において、トラツクの援助を借りなければならぬというところが、現實に毎日起つていゝやうでありますので、とりあえずトラツク運送事業組合に對しまして、これらの關係業者の方とよく仕事の上の打合せをいたしまして、不自由のないやうに、必要に應じて迅速に適切な配車のできるやうな方法をお互いに打合せをいたしまして、講ずるやうに私ども

も指示いたしました。現にそういうやり方で、さしたりの問題は解決の方に向つております。なお今後の取扱いの方につきましては、お話のやうな點も十分に取調べまして、實情に應じ、またトラツク運送事業全體の建前から申しまして、調和のできるやうな對策を立てるやうにいたしたいと思つております。

○佐伯委員長代理 この際お諮りいたします。委員長は引續き續行する御意向でしたが、午前中はこの程度にいたしておきまして、午後一時より再開したいと思ひますが、いかがですか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐伯委員長代理 それでは午後一時より再開することにして、それまで暫時休養いたします。

午後一時五十四分休養

午後二時十七分會議

○正木委員長 再開いたします。

午前中に引續き質疑を續行いたします。

午後三時

○館長 前に重井委員から質問の第八條に關連しての問題であります。この第八條の道路運送委員會の構成、これがやはり第八條の末尾で「この法律に規定するものの外、道路運送委員會の組織及び運用、委員の資格及び任期その他道路運送委員會に關し必要な事項は、政令でこれを定める。」といふことなんです。この政令は内容としてどういふことをおきめになるつもりであるか、ちよつとお伺ひしたい。殊にこの委員會の構成についてはお伺ひしたい。

○田中(源)政府委員 お尋ねの政令に

關しましては、大體腹案をもつておりますので、志願説明員から説明をさせることにいたします。

○志願説明員 道路運送委員會の組織、運用、委員の資格、任期、その他道路運送委員會の運用に關しまして、必要なことは午前中陸運監理局長から大略御説明があつたやうでございますが、その内容をいま一度御説明申し上げます。

この政令の内容をいたしましては、第八條の第八項に掲げてありますやうな組織、運用、委員の資格、任期、その他會議をどういふやうに規定したものでございまして、かりの名前をいいたしましては、道路運送委員會といふやうな政令を制定していただくかと考へております。その項目をいたしましては、中央道路運送委員會はだれがお世話を、地方の道路運送委員會はだれがお世話を、というところが第一に書かれるかと存じます。中央道路運送委員會は運輸大臣がお世話を、地方道路運送委員會は鐵道局長がお世話をいたします。情報を提供したり會議の通知を發したりするといふお世話をします。次の事項をいたしては、中央道路運送委員會は一體何名でございましょうか、地方道路運送委員會は何名でございましょうかといふ人数についての規定をされたいと思ひます。ただいまのところは、中央道路運送委員會は鐵道局長の數だけ九人をもつて組織したとらうかと考へております。地方道路運送委員會は同じく鐵道局の中にございませう。都道府縣の數、大體五ないし七つの府縣を包蔵しておりますので、鐵道局の委員の數は五名ないし七名といふ

やうにならうと存じます。北海道の特殊性につきましては、午前中陸運監理局長から御説明申し上げましたやうな考え方でも参りたいと思つております。それから委員はだれが任命するかといふことが書かれるだらうと思ひます。各都道府縣知事の推薦によりまして運輸大臣の申出によつて内閣總理大臣が命ずる。これが地方の道路運送委員會の委員であります。さらにこの地方道路運送委員會の委員の互選をもつて委員長をきめていただきます。そしてその委員長がだれに中央の委員になるわけでありまして、中央の委員會も同様に互選で委員長をきめていただく。こういうやうになりまして、中央及び地方の委員が任命され、また委員會が構成されるということが次に書かれるだらうと考へております。

それからどういふ人が委員に任命されるか、大體において局長の話された通りでありますけれども、一年以上の懲役または禁錮の刑に處せられた者でその執行を終りまたは執行を受けることがなくなつてから二年経たない者はどうも適當ではないであらう。それから禁治産者、準禁治産者及び破産者も適當でないであらう。それからこれは見方がまつたやうなものでございまして、いわゆる行政の民主化をはかるという角度から見まして、官吏及び吏員はやはり遠慮していただいた方がよくはないかといふように思ひまして、この三種の方々は委員になつていただかない方がよからうといふふうにたゞいまは考へております。それからその次の項目は、こまかいことですが、中央道路運送委員會は運輸大臣が招集する

といふのが一つ、それから委員長が必要があるときに招集することが一つ。要するに運輸大臣、委員長兩方から招集ができる。それから地方道路運送委員會は鐵道局長並びに地方道路運送委員會の委員長、それが招集できる。だれが招集することができるといふことをきめてございませう。

次にこまかいことではあります。委員長の任務は何かといふことを規定したいと思つております。委員長は當該委員會の會務を總理いたします。また委員長に事故がある場合に代理ができますやうに、委員長の代理の規定をおいておく。委員會の會議は委員長及び委員の定數の半數以上が出席しなければ開くことができない。あるいは委員會の決議は出席した委員の過半數をもつて行ふ。可否同數のときは委員長の決するところによるといふやうなことであります。また、または委員會は議事の概要を記録して、一般の申出があつたときは、特に秘密を要する事項でない限りは、これを公開に供しなればならぬといふやうなことであります。また、普通の會議にありきたりのことを規定していただこうかと考へております。なお委員長及び委員の任期はどうかであるかといふ問題も規定すべきことだと考へております。大體五年といふやうかと考へております。もとより再任されることを妨げるものではございませぬ。それから委員長及び委員はただ働きかといふことでございませぬ。大體この仕事の性格等から考へまして、旅費その他の實費の支給だけは確保してまいりたい、報酬なり月給なり年俸なりといふものは考へない方が適當ではあるまいかといふ

ことから、この程度にいたしたい。

最後に経過の規定をいたしたい。いつからこの委員会を開催するかといふこと、さういふふうに政令できまつた委員会がいつから施行されるかといふ問題につきましては、やはり本法の第八條の規定と同日に施行してまいりたいといふふうに考えております。これはこの法律がきまつてまいりますと、骨になる委員会でありま

す、各本條の規定の中で最も早くこの規定は施行してまいりたいといふふうに考えております。なおまた先ほど局長からお話ございましたように、五年の任期の方が一遍に中央も地方も送つてしまふと、前の事情が切斷されて非常にわからなくなつてしまふといふことから、初めて任命される方は、その道路運送委員の任期はその半数は三年に短縮する。なおだれが短縮されるかといふことは、各委員会における委員の抽籤できめてもらいたいといふようなことが、ただいまのところ政令で書かれるだらうといふふうに豫想してございます。

○正木委員長 皆さんに御了解を得たいと思ひますが、午後二時から常任委員長會議があり、前田理事に代つていただきますから、どうぞ一つお願いいたします。

○委員長退席、前田(郁)委員長代理(著席)

○館委員 この道路運送法案の一番大事なるところは、第八條の道路運送委員会にあるのでありますが、この道路運送委員会の最も大事なることは、委員会の構成にあるのじやないかと思ひます。それについてただ府縣知事の推薦する者といふ範圍になつてゐるのですが、こ

の構成を九人なら九人といふものを、どういふふうな階層から選出するかといふようなことについてのお考えを伺いたいと思ひます。

○田中(源)府委員 いずれの階層であらうとも、最もその府縣において人格、識見、かつこれらの行政面においてその知識及び経験を有せらるる方々を、知事から推薦をお願いしたいと考えております。それでもしその候補者について知事の推薦が一人以上二人もしくは三人といふような、第一、第二、第三の候補者をあげて推薦されるようなことがありましたならば、本省において最もその適當なる方に御一任することに考へてはどうかと思ひます。

○館委員 知事が推薦をいたしますことについては、縣民から公選された知事が最も公正に、最も適材なる人を推薦するものと信じて、一應知事に推薦方を依頼することが適當であらうといふ見地からいたしたようなわけでありま

す。

○館委員 實はさういふ質問をいたしましたのは、大體自動車營業などにおきましては、國營にしてほしいといふ民間の意見、あるいはそれは民間を壓迫するものであるといふ業者の意見といふようなものが非常に錯綜いたしま

すので、道路運送委員会がそれらのことについて審議される場合には、道路運送委員会の決定事項が非常に重要な關係を生じてくるということになるのであります。それでこの委員会の構成といふことが大事だということをお考へるのであります。これについて現在立消えのようになつておりますけれども、さういふような事情について鐵道省の方で何か經營委員会というよう

なものをこしらえてみるというやうな話があつて、それがまだ實施されたという話は聞いておりませんが、さういふものをこしらえて、その地方民の總意をどうまとめていくかといふために、自動車に關する經營協議會のやうな形のものをつくらせるというのであります。今道路運送委員会ができるわけでありまして、これが經營協議會といふやうな肌合をもつておるかどうか。従つてその構成委員といふものは民間業者、あるいはまた一般道路利用者といふやうな階層を含めての委員会をつくらせられるのかどうかといふことを質問してゐるのであります。

○田中(源)府委員 大體委員会はそ

の地方の鐵道局長が主宰をいたします。あるいはまた委員長が主宰をいたすのであります。資料に關しては、鐵道局にありまして各縣の自動車部の方からその資料を提出したすかに、さらに民間の方でこれらの事業に利害を有しない最も公正なる人を選任したしていただくことが適當であらうと考へるのであります。今御説の經營協議會といふやうな點につきましては、考へておらないのであります。一つの業務に關係のある者が寄つて、最も公正なる、最も適切な企業の運営を行うためにやるのが經營協議會の主体でありまして、これらのごときものは、國家的見地から見まして、最も適切妥當なるところの運営に關しての行政面における一つの考へ方も織りこまれていくことでありますから、ただいま申し上げましたやうな、最も公正なる、かつ各方面に該博なる經驗と知識を有するところの人たちでありまして、何ら利害を伴わない人が公正なる立場に

立つて御意見を述べられて、この委員会における結果を得られるといふことが正しきものでないかと考へるのであります。さういふに解釋いたしておるやうなわけでございます。

○館委員 ところが八條の「左の事項で重要なものは、道路運送委員会の意見を徴してこれをしなければならぬ」といふその次の項目の中に、たとへて申しますと、「道路運送委員会は、その職務を行うため必要があるときは、公務所又は道路運送事業者若しくはその組織する團體その他の關係者に對し、必要な報告、情報又は資料を求めることができる」といふ項目があるのであります。またその次の項目にいたしまして、これは直接自動車業者に對して、さういふ調査を行う場合でありまして、さういふ項目を置かねばならぬといふことは、實際の運営をどうするかといふやうなことに、どうしても關係せざるを得ないことになるのじやないかと考へられますが、さういふ點も考へてみまして、道路運送委員会といふものは、地方的に非常に大きな力をもつことになり、たとえば小さな運輸交通委員會のやうな形のもの、地方にできしつて、これをどうするかといふことによつて、その地方の交通事業

者、あるいはまた一般利用者といふものに關心をもたせるという形に實際問題として動いていくのじやないか。そう考へられるのであります。それから一、二、三、四、五の問題について、自動車運送事業の停止及び免許の取消とか、あるいは自動車運送事業の免許といふものを運輸省から諮問されたり、またその委員会が考へたりする場合に、どうしても地方のものと關連

せざるを得ない立場になつてくるといふことがさういふ考慮されるのであります。従つて道路運送委員会の仕事といふものは非常に重大性をもつて、そこに一つの勢力を加へるのじやないかといふ氣持をもつてあります。さういふ點については、運送委員會の委員その者が相當に責任をもたされることになるのか、それともこれは單に運輸省の諮問機關といふ程度に、おいて終るのであるか、この權限がどれくらいのことであるかといふことを質問しておきたいと思ひます。

○田中(源)府委員 まず委員會を構成いたしましたるにつしましては、各鐵道局内では五府縣もしくは七府縣等の數縣にわたつておる所があります。中には一縣が二つの鐵道局にわかれておる所がございます。たとえば島根縣の一部などは、廣鐵局あるいは大鐵局の二つになつておるやうな例外の所もございます。さういふ點も、大體これは調和がとれると思ひます。そこで各府縣から出ていただきますところの委員は、あるいは交通學に關するところの權威者もございまして、あるいはまた過去における警察行政をやつておられた權威者も出ておられまして、土木行政に關するところの權威者も出ておられるのであります。さういふやうな學識経験を有せられるところのりつばな方々によつて委員會が構成されるのであります。そしてその委員が討論された上において、公正なる意見を見出され、そこに意見の一致を見るものと思ひます。従つてその委員會は相當權威ある委員會とならざるを得ないのであります。また委員會に對しましてある程度の權威を認めるこ

と考へて、さういふに解釋いたしておるやうなわけでございます。

○館委員 ところが八條の「左の事項で重要なものは、道路運送委員会の意見を徴してこれをしなければならぬ」といふその次の項目の中に、たとへて申しますと、「道路運送委員会は、その職務を行うため必要があるときは、公務所又は道路運送事業者若しくはその組織する團體その他の關係者に對し、必要な報告、情報又は資料を求めることができる」といふ項目があるのであります。またその次の項目にいたしまして、これは直接自動車業者に對して、さういふ調査を行う場合でありまして、さういふ項目を置かねばならぬといふことは、實際の運営をどうするかといふやうなことに、どうしても關係せざるを得ないことになるのじやないかと考へられますが、さういふ點も考へてみまして、道路運送委員会といふものは、地方的に非常に大きな力をもつことになり、たとえば小さな運輸交通委員會のやうな形のもの、地方にできしつて、これをどうするかといふことによつて、その地方の交通事業

者、あるいはまた一般利用者といふものに關心をもたせるという形に實際問題として動いていくのじやないか。そう考へられるのであります。それから一、二、三、四、五の問題について、自動車運送事業の停止及び免許の取消とか、あるいは自動車運送事業の免許といふものを運輸省から諮問されたり、またその委員会が考へたりする場合に、どうしても地方のものと關連

せざるを得ない立場になつてくるといふことがさういふ考慮されるのであります。従つて道路運送委員会の仕事といふものは非常に重大性をもつて、そこに一つの勢力を加へるのじやないかといふ氣持をもつてあります。さういふ點については、運送委員會の委員その者が相當に責任をもたされることになるのか、それともこれは單に運輸省の諮問機關といふ程度に、おいて終るのであるか、この權限がどれくらいのことであるかといふことを質問しておきたいと思ひます。

○田中(源)府委員 まず委員會を構成いたしましたるにつしましては、各鐵道局内では五府縣もしくは七府縣等の數縣にわたつておる所があります。中には一縣が二つの鐵道局にわかれておる所がございます。たとえば島根縣の一部などは、廣鐵局あるいは大鐵局の二つになつておるやうな例外の所もございます。さういふ點も、大體これは調和がとれると思ひます。そこで各府縣から出ていただきますところの委員は、あるいは交通學に關するところの權威者もございまして、あるいはまた過去における警察行政をやつておられた權威者も出ておられまして、土木行政に關するところの權威者も出ておられるのであります。さういふやうな學識経験を有せられるところのりつばな方々によつて委員會が構成されるのであります。そしてその委員が討論された上において、公正なる意見を見出され、そこに意見の一致を見るものと思ひます。従つてその委員會は相當權威ある委員會とならざるを得ないのであります。また委員會に對しましてある程度の權威を認めるこ

とが當然でございまして、各府縣の事情等についてもまたおのずからそれらの資料等が自動車部から提出されるし、またこれらが非常なめんどろなことでございしますならば、各關係者及び第三者との公聴會において廣く意見を求めて、そこに公正なる意見の一致を見出されるだらうと思ふのであります、二にかかつてその運用は委員長並びに局長にあり、そこにおいて公正なることが私はなし遂げられると思ふのであります。またその權限の範圍でございしますが、これはその委員會において決定されましたことは、中央におきましても別段の法規上の間違ひがあるとか、あるいはその他重大なる過誤がそこに存在せざる限りにおきましては、できるだけそれを尊重していくということが最も公正なる途を歩むものであらうと思ふのであります。大體おまかに申し上げたやうなわけでありましたが、右様御了承を願ひたい。

○館委員 そういたしますと、一つの鐵道局内に含まれてはいる數縣から一人ずつ委員が出るということになるのですが、その委員は業者にも關係なく、また一般人にも關係のない立場において、その縣あるいはその局内における交通行政というものに對する公正な意見を述べるといふ形になるのだらうと思ひますが、どうも問題は實際問題に直接タッチするのであります、たとへて申しますと、運輸省が各地方の交通行政に直接タッチするということは現實の情勢においては非常に困難であり、また皮肉なものといふ方をいたしますと、たとえば民間との折衝をいかに運轉省でやるということとはなかなか困難であるという觀點から、これ

を多少地方局あるいは地方の組織體に轉換してしまふという形になるだらうと思ひます。従つて運輸省まで来て、あるいは民營自動車を言い、あるいは國營自動車を言ふということが、少くとも地方の委員會においてまとめられなくてはならない形になりますので、これは運輸當局として、うるさい經驗をもたれたことを地方委員會に相當任せてしまふという結果がでると思ひます。その結果が、民主的に經營されるという名のものにおける道路運送委員會ということになりまして、その局内における委員會の構成というものは、その局に含まれてはいる一縣から一人くらの委員であつて十分であらうかどうか、ということに非常な危惧するものであります。一縣から一人の委員ではその一人の委員の責任が非常に重いと云ふことから、これはこの構成の員數についても十分検討する必要があるであらうと私は考えます。

もう一つ、たとえばこの第七條、第六條にありますところの車輛検査官とか、あるいは事業場その他の事務的な検査をする検査官の規定がありまして、この検査官の規定に對しては、そのうしろ盾として一つの罰則がきまつてはいるけれども、この道路委員會の決定なり、あるいは調査なり、その他公聴會を開き、また必要によつては土地の人、あるいはその業者に對して出頭を命ずることがあるという場合が生ずるだらうと思ひますが、それに對する命令という形に委員會はならないために、とかくそのうしろ盾となるところの罰則というものがついておらない。そこで事實委員會というものの地方民營自動車なり、あるいはその他の

自動車道路業者に對しての威力というものが非常に少いんじゃないか。たとへば運輸省から来る車輛検査官とか、他の事務的な検査官については相當慎重に構へるだらうが、委員會の權威が地方的にここのうら状態では、非常に稀薄なものであるという感じをもつのであります。その點についていかにお考へになつておられますか。

○志藤説明員 少し詳細に御説明させていただきます。第八條の第三項に「行政官廳は、左の事項で重要なものは、道路運送委員會の意見を聴いてこれをしなければならぬ」と云ういう言ひ方で規定してございします。これについて館さんの御質問の第一點の委員會は單なる諮問機關にすぎないのではないかと、あるいははつと大きな力のものにしたらどうかというところに對するお答えを申し上げたいと思ふ次第であります。普通の書き方で言いますと、主務大臣あるいは行政官廳は道路運送委員會の意見を徴することができ、こゝにあるのが普通でございします。ところがこれは法律でわざ／＼義務づけましたので、先ほど政務次官からお答えのありましたように、大臣が非常に義務を負ふことになり、あるいは鐵道局長が義務を負ふことになるので、これは明らかに今まで考へておられるような諮問機關ではない、非常に拘束力のあるものであるということが法律上當然言ひ得ることだと考へております。従ひましてその委員は御説のように非常に重大な任務をもちますし、それから今まで運輸關係では見ませんでしたまかつた新しい性格の、しかも相當事務的な委員會を私どもは構想してゐる次第でございします。その趣

旨は、先ほどおあげになつた第六條第五項、第六項、殊に第七項というものをこらんだだけ、その間の消息が御判斷いただけたと思ひますが、從來の委員會でございしますと、大體その方の永年の御經驗や知識、こゝういふものから、別にこれといった科學的の調査なり、あるいは資料なりの御提出をいただけで、その方の御意見で一日もしくは二日、三日というやうなことで處理をしていただくのでございします。この法律の規定によりまして、それが今度は許されないのでございします。永年の御經驗に基く結論なり、あるいは御意見なりがあらましても、それは全部この五、六、七各項の手續を経ていただけて、そして自分は永年の經驗でかように結論を下す、しかもそれは現場で各國體なり、事業者なり、あるいは公聴會を開いた結果である。こゝういふふうに御提示をいただきまして、そしてそれが委員會の意見になるというやうな構想でございしております。それから民營營業というやうな問題が生まれた場合には、當然この第七項によりまして、地方で衆議院の議事規則にあらましますやうな、あれをモデルにしたやうな公聴會、あるいは意見を聴く機會がつけられるだらうと思ひますが、こゝういふやうなことで、書面なり、あるいはみづからそこに出頭していただきまして、はつきりその議事を聴いていただけて、その結果を大臣に報告する、あるいは鐵道局長に報告して委員會の意見とされるわけでございますので、かなりこの委員會の行き方は、私ども平素扱つてゐる委員會以上に強い、また相當事務的なものになるように考へてゐるのでございします。

なほお尋ねの中にありました、あるいは業者が出てしまふのではないかと、あるいはまた國營だけをやりたいものが出てしまふのではないかと、あるいは運輸當局が非常に働き兼ねるやうな問題が地方の委員會の方に下つていつてしまふのじやないかと云うやうなお話でございしますが、これはただいま申し上げましたやうに、事務的にあらゆる角度から資料も整へ、調査もし、現地に行つて聴きもとめて、その結論を積み上げて結論を出していただくことになるので、政治問題とは別問題でございします。事務的にはかなりこなせるりつばな委員會にはせぬだらうか。まあ見方によりましては役所の一つの間人間的なみないなところになるのでございします。もちろんこれは身分は公務員になられるわけでありまして、さやうな角度から官と表裏一體となつて働いていただけるといふやうなふうに私どもは期待してあります。

なほ第七條の車輛の検査並びに第六條の臨検検査というやうなものについて罰則があるが、この道路運送委員會の報告を出さない者に對しての罰則がないのは、權衡上まずいのではないかと。また場合によると、道路運送委員會が非常に働きにくくなるのではないかとこゝういふお尋ねでございしました。これはそこまで罰則をかけることは少し行き過ぎではなからうかというふうに考へまして、二、三の方面に當つてみましたが、同様にやはりそこまではいかない方がよいじやないだらうか、こゝういふやうな御意見があらましましたので、實は罰則にまではかけなかつた次第でございします。

○前田(副)委員長代理 ちよつと館君

に御相談があります。先刻木下君より、大臣に對して質疑がいたしたいとの申出でありますから、今運輸大臣が見えまして、時間の都合がありまゝから、その質問を先にさせていただきますと思います。

○館委員 よろしくございます。

○前田(都)委員長代理 それでは木下君に發言を許します。

○木下委員 國營自動車のことについて大臣にお聞きしたいのであります。

「國において自動車運送事業又は自動車運送事業を經營しようとするときは、當該官廳は、主務大臣に協議をしなければならぬ。」というようにありますが、これは第八條の運送委員會の規定で、第五に、五十條第一項の協議に對する承諾を與える。こういうふうにありますから、當該官廳すなわち運輸省が國營をやらうとするときにも、道路運送委員會の承認を得なければならぬ。こういうように解釋しておりますが、さらにこれについて見ますと、ただ國において自動車運送事業を始めようというだけでありまして、どういふ場合にそれをやるという規定はございません。という規定は法律では定められないものと思ひますが、大體において國營をするというところについては、基準とか、あるいは條件、あるいは方針とかいうものがあるのじやないか。國家が省營自動車を經營する、こういう場合は、省營バスを經營するその基準になる條件といひますか、これをはつきりこの際運輸大臣からお答えを願ひたいと思ひます。

○苦米地國務大臣 國營自動車を運行していきます大體の方針は、從來鐵道の補助機關としての性格を多く備えてお

りは、たとへば鐵道を敷こうと思ひますが、その前にまず自動車をこしらへる、とかいふこと、あるいは鐵道を敷くには非常な不便で、それに代行するやうな意味においてこれを行ふ、もしくは新しい開拓地帯を特に目標として、新規な道路の上に國有鐵道を走らせるといふやうな、いろいろ探算的には合わないでも、國の全體の上から、どうしてもここに交通運輸の途を開かなければならぬという場合に、主として限られておるやうなわけでありまして、現在でも從來の方針通りという方向をたどつておるのであります。従ひまして民營自動車が經營しておつて都合よく行かれておるといふやうな所は、國營自動車を走らせるとは今考へておらぬわけでありまして、ただ民營會社がやつておりますその交通の成績が、非常に地方民に對して満足と與えないという場合があつて、何とかこの關係を緩和してくれという地方的に一致された世論が出ますれば、それに對して國は考慮を拂うという考へをもつて今やつておりますが、これもすでに民營でやつておつて、そこへ國營自動車を走らせるといふことは、それがややもすると非常な民營壓迫を起すという場合には、むろん差控へなければならぬと思ふのでありますけれども、今までの方針はそういうことになつております。但し日本の將來の大きい意味の國營自動車、これはちやうどアメリカにおけるごとく、鐵道と並行して自動車輸送が大きな役割をするというやうな時代が來まして、日本の國の幹線道路が非常につづばになる。そして自動車をもつてこの鐵道と並行して輸送任務を果すという場合には、

これはまたそのときにはおのずから變つてくると思ひますが、現在のところでは、從來の方針を踏襲いたしておる次第でございます。大體そういうことで御了承願ひたいと思ひます。

○木下委員 ただいま伺ひたいしたところによると、われ／＼が從來主張しておつた點と同じように考へます。つまり鐵道の補助として、あるいは鐵道を敷く決定であつたが、それが敷けなかつたからその代行として、あるいは開拓地帯、そういうところをおやりになる。また民營でやつていて満足できないという世論のはなはだしきところ——これは非常に程度問題でございまして、御承知の通りバスは戰時中極度に規制を受けまして材料から何から、殊に並行線などは命令的にやめさせられまして、なおまた鐵道なども二分の一ぐらゐしか來ないものであります。それで資材が足りないとか車輛が足りないとか、また資材の配給も來ないので、仕方がなく廢車にすべきものを修繕して今運營をやつてあることは御承知の通りであります。ただいまは、とつてい一般大衆の満足いたすやうな營業はおそらくし得ない。こういう場合に民營では満足し得ないから省營でやるというところは、もとのところから省營でやる、これはよく考へを願ひなければならぬと思ひます。それからすでに御承知の通り、近來この省營を開始しようという非常にやましい聲があり、一方においては省營反對の聲があるのであります。これはなぜかといふと、一體省營といふものはどういふ所にやるかといふことを國民一般が承知してない。ただ省營をやつてくれ

といへば、省營ができるじやないか、

おそろく日本全國で道路のある所省營を希望しない地方はないと思ひます。道路は改修してくれ、橋梁は直してくれ、そして省營バスが來るやうになれば、全國の道路のある所ほとんど省營を希望しない土地はないと思ふ。殊に近來はなほだしくわれ／＼が遺憾に思ふのは、省營自動車といふものは、現在の日本においては地方民が一番關心をもつておられ、また要望するものであります。が、ややもすると政治的に使われる。殊に選舉に使われる。われ／＼の方の地方でも代議士が顧問となつて期成同盟會をつくつて、そのために市、町の公費を非常にたくさん使ひ。しかもそれは省營などの通すべからざる所を省營をつくつてやるというやうな言葉のもとに、今非常にその住民が苦しんでおる所がある。これはいくらでも實例をあげたらあるかもしれないが、代議士各位の中には、あるいはこういう所は、省營はできないというところがわからないで、地方の國民の聲だけを聽いて、省營を敷くことに骨を折つてやる。そして期成同盟會をつくり、地方の鐵道局や本省に出でくるというやうなことで、地方費を濫費しておる所がある。

この際どういふ所は省營をやる、そのほかの所はなか／＼省營はできないといふことを、はつきり國民に知らしめる方法をとつていただきたいと思ふのであります。これはすべての國民のためにもいいことであるし、またそうでなければならぬ。御存じの通り全國各地方で、今に省營ができる、あるいは政務官が來てこつた、代議士がこつた、もう省營ができる、期成同盟會をつくれ。諸君のお手もとに

もはがきが何百枚も來ておる。非常な運動をして連判狀をつたりしてありますが、要するにこういう所に省營をやる、こういう所は省營ができないといふことがはつきりしないから、こういう結果になつておると思ふのであります。から、でき得るならば、もう少し具體的に、こういう所は省營をやるが、こういう所は省營は不可能だといふやうなことを、何とか御發表願ひたいと思ふのであります。その點について、大臣はいかなるお考えをもつておられますか。お伺ひいたします。

○苦米地國務大臣 ただいまのお話は、至極ごもつとだと思ふのであります。が、これは實際問題になります。と、現在やつておる線路がいかにも弱體で、地方民が非常に困つておるといふ所もたまにはあるものであります。そこで今申し上げましたやうな、國の自動車は、原則としてはさつき申し上げた通りでありますけれども、現在國民の便宜のために、どうしてもやらなければならぬという所も、實際問題としてはあり得るわけですから、そういう所はよく慎重に調査いたしまして、地方民の輿論はむろんのことでありまして、そういう營業會社に一應の警告を出しまして、改善されるものであればそれでよろしいし、それでもどうしてもうまくいかないという所に對しては、省營をやはりやることになつて思ふのです。これは地方々々の具體的な問題になりますので、はつきりこれをあらかじめ公示することは困難かと思ふのであります。その邊は慎重にやりたいたいと思ひますから、どうぞ御了承を願ひたいと思ひます。

○木下委員 よくわかりました。われ

われもただ民衆壓迫とか、事業者が困るとか、利益が少くなるとか、そういう意味で申しておるのではありませう。當該官廳は絶対の監督權をもつておるのでありまして、資材の斡旋をするとか、指導をするとか、賃金が高ければ下げさせるとか、適當な方法を講じられるのでありますから、業者がまじめに、しかも公共の機關であるという自覺のもとに經營をしておる所を、むやみに省營をおやりになることは避けていただきたいと思ひます。

それから八條の道路運送委員會のところで、第五の項目に「第五十條第一項の協議に對する承認」とありますから、今後この法律が發布されて、道路運送委員會ができてからは、省自身が省營自動車をやろうとしても、道路運送委員會の承認を得なければできない、こういうふうに承知してよろしいでございますか。

それからそれならば、この法律の發布以降にそれによりますが、その以前に計畫された路線があります。つまりこの法律の發布以前に、ただいまどこどこはトラックをやろう、どこどこは省營バスをやろう、そういう所がもしありますならば、お差支へなくば發表していただきたい。

○苦米地國務大臣 今お尋ねの省自身がかかる場合に、それをこの委員會にかけるかどうかということでありまして、それはかけるのです。

それから現在未決定の分の發表は、これはぜひいふたくなさるありますので、一遍に發表していくことはどうかと思ふのであります。將來やることは必ずこの委員會にはかるのですから、どうぞそういうふうに御了承願ひたいと思ひます。

○木下委員 今すぐ發表していただくというわけではありませんが、この法律の公布前にすでに著手しようというものは、いつでもよろしいと思ひますから、御報告願ひます。これで私の質問は終ります。

○高橋(英)委員 ちよつと関連して—今の國營自動車運轉をするか否かといふ標準問題についての木下さんの質問と御答辭に對して、私の意見を申し上げたいと思ひます。

私は今の御質問のように、運輸當局が非難されるような態度をとつておられぬのではないかと、かえつてあまりに民間業者を壓して遠慮し過ぎてゐるのではないかと、慎重過ぎるのではないかと、臆病過ぎるのではないかとすら思われるのであります。民營で現在やつてゐるものを、一定の御方針で助成する必要がある所は助成し、具體的現實問題として、どうしても民間業者でやつていけない、現在やつてゐるものもいけない、省營自動車も最も妥當だといふときには、もつと積極的に、もつと勇敢にやつていただきたい、省營自動車も運行する必要があるという場合にも、民間業者の聲に御遠慮になつて、しかも現實に即し妥當な決斷をやつておられない傾向があるのではないかとと思ひます。従つてただいまの質問は、質問としては私は非常な適切な御質問と思ひます。御答辭も申したいと思ひますけれども、あの御質問の裏に、ややもすれば、運輸省が省營の方に力を入れて、省營自動車に重點をおいて、民間業者を壓迫する傾向があるから、それを是正してくれと、かういふ御注文がもし含まれておる

とするならば、現在の運輸省の態度は、かえつて逆だと思ふ、もつと民間業者に任せておいていかうかというのを御検討の上に、結論を得られたならば斷固として省營をやつていただきたいと思ふのであります。代議士は選舉運動云々と言われますが、代議士ばかり集まつてないで、これはできるか、できないかという見識がつかないことはなかりと思ひます。一期半期でまゐる代議士ならともかく、死ぬまで代議士として國政に參與し、祖國再建に協力しようという代議士なら、すぐに化けの皮が現われるような、そういう運動はいたしません。で、きぬことがわかつたおつて、ただな費用を使ひたり、もしくは自分の顔がつぶれてしまふようなことは絶対にないのであつて、要するに可能性があり、地方民の要望が熱烈であるからこゝろ、代議士はその代表として國民の聲を取次ぐといふようなことになつておるのであります。もし單なる選舉運動とか、そういうようなことで省營自動車がかばれておるといふことが、かりに今の御質問の關係者の地方なり、關係の所にあるとしたしますならば、おそれるそれは日本のうちのごとく特別な例にすぎないのであつて、われわれの知つておる限りにおいては、眞に省營を叫んでおる所は、現在の民營にあきたらない、また日本の交通機關の不備から生ずるところの、國民の眞の腹の底から叫ぶ熱望であると私も信じておるのです。そういう意味において多少弊害があらましたけれども、それはまた別個にこれは解決できる問題と思ふのであります。要するに私どもの望みますところは、現在の運輸省がもたれておるこの民營と省營の問題に對しては、もつと大膽率直に、民間業者の聲をちろんお聴きにならなければならぬけれども、國民の熱望もお聴きになつて、そうして省營斷行という線にもつと強く進出されたといふふうに希望しております。結局これはいろいろ話しますれば、結論は同じことになりましよう。現實に委員會その他衆知をあつめて検討しますなら、民營がいいか、省營がいいかといふことは、おのづからわかると思ひますけれども、どうぞ民衆壓迫というより、聲におびえずに、臆病にならずに、最も適切妥當だと思はれるところの結論に勇往邁進されることを私は希望しておきます。それに對する大臣の御答辭を願ひたいと思ひます。

○苦米地國務大臣 高橋委員のお話は、大體同じ事柄を強ひ言葉でおつしやつておるうちに私は思ふのであります。現在許しております民營も、民衆のために便宜をはかるといふことが基本でやつておるのでありますから、それがたま／＼豫期の目的を達することのできないという場合に、初めて省營を行ふといふことが起るのであります。もし民營が完全に地方民の要望を満たし得るならば、その必要はない。但しその實際問題は、先ほど申し上げるような事情がございます。それゆゑに要は明快な斷定を早くきめて、そうして迅速にこれをやるべしといふことに高橋委員のお氣持があるのだらうと思ふのです。私もまたそれに對しては、できるだけさういふつもりでやりたいと思ひます。お言葉はいちいち違ひますが、先ほどの木下委員と高橋委員のほんとうの筋は同じであつて、われ／＼の取るべき態度も同じでよろうと思ふのであります。どうぞよろしく願ひたいします。

○前田(郁)委員 速記を止めていただきます。

○前田(郁)委員 速記を止めていただきます。

○前田(郁)委員 速記を止めていただきます。

○前田(郁)委員 速記を止めていただきます。

○前田(郁)委員 速記を止めていただきます。

○前田(郁)委員 速記を止めていただきます。

○前田(郁)委員 速記を止めていただきます。

○前田(郁)委員 速記を止めていただきます。

○前田(郁)委員 速記を止めていただきます。

○前田(郁)委員 速記を止めていただきます。

○前田(郁)委員 速記を止めていただきます。

○前田(郁)委員 速記を止めていただきます。

○前田(郁)委員 速記を止めていただきます。

○志録説明員 局長は別に委員の中にはいません。従つて委員長でもありません。ただお世話をやくといふことだけでございます。

○館委員 それからさきに質問した項目ですが、車輛検査官その他の事務検査官に對する裏づけとしての罰則があるのに、委員會に對する裏づけとしての罰則がないといふことは、それはどうまでか考えなくてもいいのではないかと、いろいろお話をいたしました。とかくこのごろのいろ／＼の法案の中に現われてくる要綱の中に、民主化といふ問題に對して取上げておるのは、常にこの委員會—どの法律でも委員會という項目でもつてすべての民主化が成り立つておるうちに、必ずしもさめてある。ところがこの委員會を見ると、どれも法的な根據をもつておるようでもあり、もつていないようでもある。非常に性格が弱いものになつておるのであります。これは非常に遺憾なことと思ふのであります。殊に自動車業者その他を相手にする場合におきまして、地方に

おけるボス連中の根強く組織しておる自動車業者の強さという点に對して、この委員会が法的根據をもつていないといふことになる、非常に委員会の重大性が裏づけされにくいものではなかつたかと思ふのであります。志録君の語では、この第八條の運輸大臣がこれをしなければならぬと義務づけられておる點については、この項目をそのまゝ受取つて、これの答申がなければ運輸省がもつていけないといふところは非常によくなつております。さて地方にはいつてみますと、民營自動車業者、あるいはその業者の連盟なるものは、相當の政治的背景ももち、非常に根強くかばつております。それがためにさつき高橋委員が言つたやうに、非常にめんどろな問題がいつも起きてくる。それに對してこの委員会の調査なり、招集なり、その他について

の裏づけがないといふことになつては、この委員会は不確かなものであるといふやうに、地方のたかを括つておるやうな顔をしておる業者から、輕んぜられるやうになると私は思う。一検査官が法律の裏づけをもつておるのに、もつと大事な、大臣がこれの答申を得なければならぬ委員会が、法律的裏づけをもつていないといふのは、私も非常に残念だと思つております。殊にさつきにも申しました通り、民間業者の誠實性が疑われる箇所が非常に多い。殊にまたそれが全国的に全貨運なり、全旅運なりをもつて、中央に向つて強力な運動をし、壓力を及ぼしておるといふ現在、民間の、要する方的一般大衆がさういふ組織をもつておらないといふことから、その土地における民營事業の改良を民衆が言

出す場合に力が弱い。まして國營自動車がいかに必要であるといふ場合においては、殊に組織をもつていないがゆゑに、非常に情ない状態になつておるのが事實であります。さういふことを考へまして、それを十分に勘案しながら、地方交通行政といふものの大綱をきめていく重大な立場にあるものが、法律的な罰則の裏づけを背中に背負ておらない。車輛検査官も背負つておらないといふならばともかく、片方が背負つておつて、片方が背負つておらないといふことは、私は非常におもしろくないと考へざるを得ないのであります。それからもう一つ専用自動車事業といふものが別にあるらしいのです。が、この専用自動車道路のことについてはこの委員会は關係しておらないのでしようか。

○田中(源)政府委員 先ほど志録説明員から御説明申し上げましたごとくに、委員会の委員に對するいわゆる拘束力をもつ罰則規定をもたないといふことにつきましては、いやしくも一縣におきまする人格職見、さらに知能において、經驗においての優秀なる人が出られるのであります。その人が私どもの信じます上において、ただいま申しましたごとくに、あるいは一つの事業的組織をもつ勢力によつて威壓されるところやうなことは信じられないのであります。かりにさういふことがありまして、いやしくもさういふたやうに委員に選考された方々は、その御信念におきまして、人格におきまして、さういふたやうなすべての外部的壓力に迷わされるやうな方々でないとは私は思ふのであります。かような人

格の人に對してここに罰則をもつてこれを拘束するといふことは、検査官が検査をいたします場合とおのずから異なつてまいります。検査官はその業務の機能が國民に對して與へる影響が非常に重大でありまして、その性能にかんづいて、國家的損失を除去するために與へられた一つの大きな監督權を行使いたしました。もしこれを拒否いたしました場合には、その監督權に基くところの權限を行使するといふことになつておりますが、かりに今反面に委員が、しかもりつぱな社會的地位のあるさうした方々が選任された委員会が、答申をしないで放りばなしにするといふやうなことは、どうも常識的にも考へられないのであつて、さういふことを相變することは、かえつて委員の人格を毀損するのではあるまいかと考へているやうなわけであります。一面館さんの御深慮にありまします。この點にござつては私はさうまで心配しなくともいふに役割を果していただけるものであらう。同時にまたこの委員会というものは、中央において最もこれを重視してゐるということとを立法の中にうたつてゐるのでありますから、この立法全體を通じてこのその流れをお考へください。まづときにおきましては、はつきりと法の効力は現われてゐるのじやなからうか、かやうにも考へるのであります。かやうに一應見方をかえてお考へください。私どもはかやうに考へておりますので、萬一館さんの御深慮になりますやうな點につきまして、當委員会の御意思が一致いたしますなら

ば、あらためてまたそのように委員会において御決定を願へば結構と存じます。ただ私どもの考へをいたしましては、そこまで人格を尊重するといふことの方が、かえつて委員会をして強いものである、偉大なる力を出さしめるといふやうに考へたのでありまして、この點も併せて御了承願ひたいと存するのであります。

それから専用道路については、もちろんこれは専用道路といふものは御承知のごとくに、自動車運輸事業の特別な道路を設置するのであります。この問題に關しての事柄は運輸大臣と内務大臣との共管事項になつてゐるわけでありまして、當然この中にすべての規定は含まれるのでございまして、これはさう御了承願ひつて差支えなからうと思ひます。

○館委員 田中政務次官のお話でよくわかりましたし、私もこの委員会が、それは大きく大臣をも義務づける仕事になつておりますから、その點はその反面から十分お話を聴かない先に考慮しておつたのであります。しかし人格職見にまつといふ人間の選び方、これはきわめて實質的には困難なことでありまして、單に十人のゼントルマを選んだだけでは、さういふ問題はなか／＼結構のつかない問題ではなかつたかと思ふのであります。それと同時に、さういふ重大な委員会が業者その他に報告を求めたといふときに、それが出さなかつたといふことは、さういふ場合には、現在までの業者といふものの姿を見て非常に危惧するのであります。委員会が答申を出さないと

員會が業者その他に出頭を求めたり、あるいは調書を依頼したり、あるいはもし間違へば、そこへ出かけていつて調査をするといふやうな事柄が起るだらうと思ひますが、それを業者が拒み得ないといふやうなところがなければならぬといふやうに考へておるのであります。もちろん人格職見のすぐれた人であつて、しかも法的にこれだけの根據を與へられておる委員会でありましますから、さういふことは萬々起きないだらうと思ひます。業者もすなわにその要請に應じ、要求に應ずるだらうとは思ひますけれども、しかしその單に人を選ぶといふことを最もめんどろな問題でありまして、さういふ理想的な人が得られるといふことが、抽象的には言われましても、具體的にはたしてさういふ氣持があらうので、どうしても業者側を對する、あるいは地方民に對する法的なしろづけといふものが必要ではないかといふことを今のところ考へておるのであります。これで質問を打ち切ります。

○前田(郷)委員長代理 皆さんにおはかりいたします、本日はこの程度で散會いたします。本日はこの程度で散會いたします。本日はこの程度で散會いたします。

○前田(郷)委員長代理 本日は散會いたします。本日は散會いたします。本日は散會いたします。

午後三時三十分散會